

2018年度第4回 町田市子ども・子育て会議

議事要旨

【開催概要】

日 時：2018年11月15日（木）18：00～19：30

会 場：市庁舎 市民協働おうえんルーム

【議事次第】

- 1 開会
- 2 事務連絡
- 3 議 題
 - (1) 新・町田市子どもマスタープラン（後期）計画の体系確認およびアンケート調査項目（案）について
 - (2) 大地沢青少年センターあり方検討の中間報告について
- 4 報 告
 - (1) ふるさと納税「おうちでごはん～子ども食堂を自宅へ！～」について
 - (2) 児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定を警視庁と締結したことについて
 - (3) 新・子ども向け虐待防止啓発リーフレットの作成について
 - (4) 幼稚園の認定こども園移行について
 - (5) (仮称) 小山中学校区子どもクラブの開館時期について
 - (6) 学童保育クラブの指定管理者の候補者選定について
 - (7) 医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインについて
- 5 その他
- 6 閉会

【配布資料】

資料1 新・町田市子どもマスタープラン（後期）の体系

資料2 新・町田市子どもマスタープランに関するアンケート調査（案）

- 資料3 大地沢青少年センター検討部会の検討経過について
- 資料4 大地沢青少年センターアンケート結果
- 資料5 大地沢自治体ヒアリング比較表
- 資料6 町田市大地沢青少年センター 事業展開構想（案）
- 資料7 ふるさと納税「おうちでごはん～子ども食堂を自宅へ！～」について
- 資料8 児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定を警視庁と締結したことについて
- 資料9 新・子ども向け虐待防止啓発リーフレットの作成について
- 資料10 幼稚園の認定こども園移行について
- 資料11 医療的ケア児の保育所等受入れ等ガイドラインについて

2018年度 第4回町田市子ども・子育て会議 委員出席者

子ども・子育て会議 委員

氏名	所属	出欠
◎金子 和正	東京家政学院大学	欠
○吉永 真理	昭和薬科大学	出
小林 保子	鎌倉女子大学	出
平林 剛	東京弁護士会	出
齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会	出
関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	出
馬場 昭乃	町田市社会福祉協議会	出
田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	出
土田 昇	町田市公立小学校校長会	出
吉田 知弘	町田市公立中学校校長会	出
森山 知也	東京都立町田の丘学園	出
川崎 文子	町田市民生委員児童委員協議会	出
菅原 純	町田市中学校 PTA 連合会	出
豊川 達記	町田市医師会	欠
澤井 宏行	町田商工会議所	出
山田 牧子	市民	出
田崎 賢二	市民	欠
川口 雅子	町田市青少年委員の会	出
酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	出

◎会長 ○副会長

・備考： 傍聴者（3名）

2018年度 第4回町田市子ども・子育て会議 事務局出席者

氏 名	所 属
三橋 薫	子ども生活部部长
石坂 泰弘	子ども生活部子ども総務課課長
鈴木 敬之	子ども生活部児童青年課課長
押切 健二	子ども生活部保育・幼稚園課課長
鈴木 亘	子ども生活部子育て推進課課長
田村 裕	子ども生活部子ども家庭支援センター長
山之内 敦郎	子ども生活部子ども発達支援課課長
本吉 仁志	子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長
永野 修	子ども生活部大地沢青少年センター所長
櫻井 敦	地域福祉部障がい福祉課課長
河合 江美	保健所保健予防課次長兼課長
金木 圭一	学校教育部指導課指導室長兼課長

子ども総務課事務局：石崎 進、吉田 織子、石川 浩二

【議事内容】

1 開会

子ども総務課担当課長：みなさん、こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から 2018 年度第 4 回町田市子ども・子育て会議を開催いたします。

2 事務連絡

子ども総務課担当課長：本日は金子会長、豊川委員、田崎委員から欠席の連絡をいただいています。森山委員は遅れて来られる予定です。半数以上の委員の出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。

また、会議の運営支援として、(株)名豊が参加いたします。議事要旨作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の会議の進行ですが、概ね 1 時間半程度を目安に進行していきたいと思っておりますのでご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは会議の公開についてですが、本日は 3 名の方が傍聴を希望されています。特にご意見がないようでしたら、公開するというところでよろしいですか。

一同：(異議なし、傍聴人入室)

■資料の確認

[資料 1～11 の確認]

子ども総務課担当課長：以後の進行については、副会長にお願いします。

3 議題

(1) 新・町田市子どもマスタープラン（後期）計画の体系確認およびアンケート調査項目（案）について

吉永副会長：新・町田市子どもマスタープラン（後期）計画の体系確認およびアンケート調査項目（案）について、事務局より説明をお願いします。

[資料 1 の説明]

吉永副会長：ありがとうございました。前回の会議でのみなさまのご意見やその後、メール等でいただいたものが反映されて、このようになりました。この件について、ど

なたかご質問はありますか。それではよろしいということなので、この体系で進めさせていただきます。

[資料 2 の説明]

吉永副会長：ありがとうございます。事前にメールで資料を送っていただいていたが、今日、はじめて見た方もいらっしゃるかもしれません。ニーズの量の算出というものが大きな目的でその部分はしっかりと入れ込まれているということです。他に設問や選択肢に関して、何かお気づきの点やご意見があれば、お願いいたします。

酒井委員：まず 1 つ目は 6 番の子育てを主に行っている人やそれを補助する人は誰ですかと聞いています。その回答の方法はここに書いていませんが、主に行っている人は誰、補助する人は誰というかたちになるのでしょうか、ここの選択肢だけでは 2 つ選んでしまうとどちらがメインか分からない気がします。回答欄、回答項目がメインの人と補助の人が分かれているかどうかについての質問です。

次に、38 番です。様々なサービスを利用したことがあるか、利用したいと思うかと聞いています。育児支援ヘルパーがあります。12 歳まではファミリーサポートというものがありますが、これはそれとはまた別のサービスでしょうか。ファミリーサポートのことが抜けていると思いましたので質問させていただきました。

同じページの 41 番で、放課後の過ごし方の選択肢の中に体育館が入っています。これは開放された場所で遊ぶのか、それともここで開かれているスポーツ教室に行くのか、どのような意味なのか質問です。

42 番も同じです。体育館の利用方法についてです。

43 番から 59 番までは学童を使っている人のみの質問になるのか、それとも今は使っていないが、使ってみたい人が答えていいのかどうか質問です。

63 番、子育て施策に期待すること・重要なことは何ですかについて、どのような回答方法になりますか。

最後に中高生向けの質問の 8 番で、その他の学校の先生という選択肢が入っています。これは今、お子さんが在籍している学校以外の先生ということでしょうか。

子ども総務課長：まず 6 番についてですが、設問として、食事をつくるのは誰かというように、それぞれの家事について、この家事は主に誰がやるというかたちで回答していただく予定になっています。主と補助とは分けず主に行っているのは誰かを聞く

かたちです。

酒井委員：仕事をされる方は、たとえばおじいちゃんおばあちゃんと同居されていると、家事はおじいちゃんやおばあちゃんがメインで親はサポート、またはしない場合もあるかと思います。

子ども生活部長：回答の仕方が、もし紛らわしければ、補助は聞かないかたちで、主に行っている人は誰ですかという聞き方にします。

子ども総務課長：38番については、育児支援ヘルパーというサービスはファミリーサポートと別のものです。項目にファミリーサポートの追加を検討したいと思います。

41番の放課後の過ごし方の体育館について、他の項目と区別して書いてほしいのは習い事かどうか、というところです。サッカークラブへ行くのは習い事ですが、スポーツ教室に参加するという場合は市の開放事業で使うので、体育館という回答になると思います。

学童保育クラブについての設問は、基本的には使っているかどうかのところで判断させていただくかたちになっています。

63番について、前回のときは複数回答で行っています。ただ、複数回答をする数については、まだ検討中です。

酒井委員：なかなか1つには絞れません。3つくらいがいいかと思います。

子ども総務課長：中高生アンケートの8番は、担任と保健室の先生以外です。

齋藤委員：11番から13番のことになります。保護者の就労状況についてということでの設問ですが、ここの選択肢が母親と父親です。保護者が母親と父親ではないケースも十分にあることがあります。若干、配慮が必要な気がしました。

吉永副会長：(3) その他みたいなものを設ける感じでしょうか。

齋藤委員：そうです。他の保護者の方にも配慮するように指導を受けています。ぜひお願いしたいです。

子ども総務課長：前回は、母親と父親で分けて聞いております。その他の保護者の方をふまえて、どのような聞き方をするかは検討させていただきます。

齋藤委員：あとは60番についてです。このようなダイレクトな質問がどの程度許されるのか、希望する子どもの人数と実際的人数は聞けるものなのかなと思いました。大丈夫でしょうか。

子ども生活部長：そのような意見は事前に庁内でも出ております。なぜこれを入れたかと

言いますと、町田市が他の市に比べて、出生率が 26 市の中で下から 4 番目と低い状況です。かたや転入されてくる方は結構いらっしゃいます。なぜ出生率が低いのか、いろいろな理由でなかなか産めない、また健康上のことやいろいろな理由でこれだけほしいけれどできない等、町田市の今後の子ども施策を展開する上でその原因が分かるかたちのアンケートができればと思い、入れております。

齋藤委員：私が気になっていたのは子どもを何人ほしいですか、というこのダイレクトな聞き方です。不快に思う方がいらっしゃるかどうかについての文言的な配慮がもう少しないのかなという意味での視点です。調査したい内容、意図はよく分かります。

もう少し別な言い方があり得るのかどうか、という意味での視点です。

子ども生活部長：そのあたりはいろいろと意見が出ています。引き続き、議論は必要かと思っております。

吉永副会長：他の自治体では全く同じ質問で聞いているのでしょうか。

子ども生活部長：そうです。それを見た上でもってきています。

平林委員：聞きたい趣旨自体は今後の行政の課題上、必要だと思います。おっしゃる通り、表現が非常に繊細な聞き方です。他の事例でも使われている表現だということではありますが、そのような趣旨だということが上手に伝われば、回答者の方にも気持ちよくご協力いただけるのかなと思います。

吉永副会長：ではこのあたりはもう少し、ご検討いただくというかたちでよろしいでしょうか。他にどなたかご質問はいかがでしょうか。

山田委員：37 番にマイ保育園事業（子育てひろば事業）があります。これは前回調査からの影響を問いたいということでしょうか。たとえば、今のままで満足していますという人がいた場合は 3 になるのかなと思いますが、ネガティブな感じがするなと思いました。今、週何回利用している等の設問があり、それで満足しているかという設問がある方がよいのかなと思いました。あと、マイ保育園と言うと、自分の登録した園に行っているかどうかと問われているような気もするかなと思いました。保育園のひろば事業なのか、それとも登録している園のことなのかというところを分かりやすくした方がよろしいかと思いました。

子ども総務課長：これについてはひろば事業を指しているもので、そのあたりが分かる工夫をしていきたいと思っております。選択肢についてはおっしゃる通りです。

田部井委員：資料 1 で、障がいのある子どもと家族への支援から、発達に支援が必要な子

どもと家族への支援に書き方を変えています。アンケートを見ると、障がいのある子という表現が63番に出てきます。4月のプレス発表したときに障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもと、しっかりと2つ括りを出しています。捉え方として違うという意味だとしたら、どうするのかというところです。

子ども総務課長：統一した書き方にさせていただきます。

森山委員：4年生以上の高学年の本人に聞いている設問で放課後と休日と分けて、書かれたと思います。中高生の方は分かれていないですが、中高生は特に放課後や休日と分けて聞く必要はないということでこうなったのでしょうか。

子ども総務課長：特に小学生の場合は、休日は保護者との行動も多いのではないかとということで放課後と休日は違うかもしれないと推測して、分けています。中高生になると、あまり保護者と一緒にいないのではないかと推測で分けています。

馬場委員：62番の設問にある、地域、という言葉は地域の人を指しているのでしょうか。それともその地区、エリアを指しているのでしょうか。選択肢を見ると、1から6くらいまではエリアのことを指して、6以降が地域にいる人の活動を指していると思います。そのあたりの使い方はどうなのでしょう。

子ども総務課長：地域のエリアではなく、地域の人たちが中心の話になってきます。そのあたりを分かりやすいように訂正させていただきたいと思います。

小林委員：質問ではなく、参考までにお伺いしたいです。放課後の過ごし方について、41番と42番で親御さんに聞いていて、別の設問で本人に聞いているものもあります。親御さんの方は放課後児童健全育成事業のニーズの算定に用いるとなっています。本人がどこで過ごしているのかということと、どのようなところで過ごしたい、何をしたいかということもニーズの算定に使われるのでしょうか。本人に聞くということはそこに何か狙いがあるのかなと思いました。もう1つ、中高生に聞く24番であなたはどのような仕事につきたいですかという質問で、これらを選定したポイントのようなものがあれば、お伺いしたいと思いました。

子ども総務課長：最初の放課後の過ごし方については、ニーズ調査としては保護者の方で聞くものを使います。後半の方は今回、新たに町田市独自で行います。ニーズ量調査には使いません。これは今、子どものいろいろな居場所をつくっているなかで、子どもたち自身はどのようなものを選択したいのか、子どもは何を欲しがっているのかの参考にしたいということで新たに設けました。

小林委員：どのように過ごしたいかという項目もあります。それは子どもの思いと照らし合わせてみたときに何が見えるかというところにはなるのでしょうか。

子ども総務課長：その通りです。

小林委員：新規設問のインターネットやスマートフォンに関するものもそうですが、将来のことなど、どのような基準で子どもの実態を把握する上でこれらを選んだのかなというところをお伺いしたいです。

子ども総務課長：子どもマスタープランをつくる上での参考として、今後の事業展開で子どもたちに夢をもってもらいたいというときに、将来のことも含めたことを聞いてみたいということで載せて、独自で作成しています。

吉永副会長：将来どのような仕事につきたいですかという質問のときにこのような選択肢ではないあり方があるのではないかと感じる質問でした。どのような聞き方をするとよいでしょうか。

小林委員：中高生の段階でこの選択肢の分類に沿った意見がでるのでしょうか。働きたくないという意見もあると思います。実際の子どもの何を知りたくて、何を目的にこの項目を入れたのかがやはり大事だと思いました。それによって、項目や選択肢がある程度、決まってくるような気がします。今の段階でそれはどのような選択肢がいいのかは分かりません。ただ、他で行った調査であって、それを比較するのであれば、同じものを使いながら、町田の子どもはどうかと見るのは非常によいことかと思えます。

子ども生活部長：将来はどのような仕事につきたいですかの選択肢の中に「地元で働ける仕事」や「親の仕事」といった項目があります。別の形で子どもたちに話を聞いていますが、今後、町田市に住みたいですかという質問を行うと、ほとんどの子どもは町田から出たいという回答をしています。子どもたちが高校や大学に行って、今度はボランティアとして小さい子に関わり、更に大人になって、子どももでき、今度は周りの子どもへの援助者になっていく、そのような循環を目指しています。その中で、子どもの定住傾向なども知りたいというところで質問を考えています。

吉永副会長：2000年の古いデータですが、ユニセフでは『Innocenti Report Cards』シリーズの第7号で、「低技能の仕事への就業を将来予想している15歳の生徒の割合」を示していますが、日本の子どもでは50%に達していました。低技能の仕事とは「新たな研修や資格を必要としない」と定義されており、技術革新によってなくなる可

能性がある仕事とされています。町田市として、将来人材の職業観を調べるに際しては、内容について、もう一度、考えた方がいいのかもしれませんが。

子ども総務課長：選択肢ももう一度、考えてみたいと思います。

関野委員：今、地元で働ける仕事、という話がありました。私も職員採用で面接をすると、小さい頃から子どもが好きだった、この仕事に憧れていた等の発言をする職員が非常に多いです。保育園で働きたいけど、遠くまで仕事に行くのは大変だから地元で働ける仕事という選び方をするのかなと思いました。今、どのように設問の選択肢に加えることが出来るか、すぐに出てきませんが、憧れや小さい頃から興味があった等、そのようなものを入れると、興味を持った子どもはどのようなものに興味をもつのか、そのようなところが掴めていくのかなという気がしています。そのような選択肢をぜひ、加えてほしいと思いました。

吉永副会長：通りを歩く子どもが、自分の将来の姿を思い浮かべられるまちにしていかなければならない、とは有名な建築家のことばと聞いております。そうした質問を入れてもいいのかもしれませんが。そのあたりは部長がお話されたような意図が入っているということですので、設問の文章や選択肢も併せて、検討していただくということでもよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

小林委員：子どもに聞く設問も親御さんに送るものに一緒に入っているのでしょうか。

子ども総務課長：同じ調査票の中に子どもに答えてもらってくださいという書き方で載せるつもりです。

齋藤委員：アンケートの形式的な部分になります。設問によっては、複数回答したくなるような項目もあります。そのようなものはどのように表示をされる予定でしょうか。

子ども総務課長：次回提示する時は調査票の形で、複数回答の場合はいくつ選ぶかを記載してお見せします。

平林委員：最近の子どもは私たちが思いもつかないようなものがほしかったりすることがあります。選択肢をつくる時点である程度、子どもの意見を聞いていないと、その他に集中する可能性があり、または適当につけられて終わってしまうのかなということを感じます。

子ども総務課長：事前に子どもに聞くことは今回できていません。他の設問等を見ながら、このようなところだろうということで書いているものになります。なるべく迷わないで書けるようなものというように分けて書いています。

(2) 大地沢青少年センターあり方検討の中間報告について

吉永副会長：大地沢青少年センターあり方検討の中間報告について、事務局より説明をお願いします。

[資料3～6の説明]

吉永副会長：ありがとうございました。残り2回で引き続き検討を行っていただくということです。何か質問があれば、お願いします。よろしいでしょうか。それではこの件は引き続き部会で検討していただき、報告をお待ちしています。

4 報告

吉永副会長：報告をしていただき、その後、質疑を行いたいと思います。

[事務局による、報告事項(1)～(7)の報告]

吉永副会長：7つの報告がありましたが、ご質問がある方はお願いいたします。

澤井委員：1点目のふるさと納税の件ですが、結果を申し上げますと、大きくPRをしていただきたいと思います。先ほどのお話に出ていたように町田に住み続けたい、転入したいということはこのようなことを充実することが極めて重要です。もう1つ、企業として、人材の地産地消のような、町田で育った人がまた町田で働いて、いろいろと社会に貢献していくというような機会をつくりたいという話がありました。もっと将来に向けて、地域で地域の人たちを育てるという感覚があってもいいと思います。商工会議所等に来て、PRしていただき、このような会社が若いみなさんを応援していますというメッセージを出す方が企業としては喜ばれて、出しやすいと思います。

酒井委員：ふるさと納税による「おうちごはん」の件です。お弁当を届けるというかたちですが、対象となる方はどのような人ですか。

子ども家庭支援センター長：対象となられる方は、ひとり親家庭で児童扶養手当を受給されていて、生活保護を受給していない方です。

酒井委員：医療的ケア児の保育所等受入れについてです。今回、受け入れは酸素吸入が必

要な子どもは対象外ということでしょうか。

子ども発達支援課長：今回は対象外となります。

吉田委員：資料8について、具体的な事案をここでは申し上げられませんが、いろいろな子どもの居場所づくりに非常に大変な思いをしています。このように警察署と市が連携をしていただいたことについては更に一步進むのではないかと極めて、大きく期待をしていますのでよろしくお願いいたします。具体的にこの提携をすることによって、何がどのように進むのかが1つと、それからどうしても私たち学校側からすると、児童虐待だとどうしても八王子児童相談所を第一に考えてしまいます。今後、児童相談所とのこのような協定を提携する予定があるのかどうかと、私たちからすると子ども家庭支援センターと児童相談所の住み分けをどのように考えればよいのかを分かる範囲で教えていただけると大変助かります。

子ども家庭支援センター長：まず1点、協定を結ぶことで大きく変わることがあるのかどうかについて、基本的にこの協定書の中身については従来から行っていることについて、書面にしたかたちになっています。具体的事例の話はできませんが、たとえば近所で赤ちゃんが泣いていて、110番通報があり、警察が臨場して、泣いている赤ちゃんが父親にたたかれている等の事案があれば、そのまま子どもを連れて、児童相談所に連れてという場合もあります。そうでない場合は、書面で児童相談所に通告することがあります。そのようなものについて、警察の方から子ども家庭支援センターでもっている情報を必要最低限、お答えします。それは今までも行っていました。そのようなものをより確実に行っていくことが1つです。それからもちろん出した情報については外部に漏れてはいけません。しっかりと警察も町田市も関与するところが協定書には謳われています。

もう1点が児童相談所と子ども家庭支援センターの違いについて、平成16年に児童福祉法が改正されて、今までは児童相談所が児童虐待を受け付ける窓口でしたが、平成16年の改正で市町村において、一時的に児童虐待の相談を受け付けるということで法が変わっています。そのときに支援センターができています。基本、学校、保育園、そのようなところで児童虐待に関する相談がある場合は子ども家庭支援センターにご連絡をいただくことが今のルールです。児童相談所と子ども家庭支援センターの違いは児童相談所には法的な権限があります。一時保護の権限や立ち入り調査ができるというところの権限がありますが、子ども家庭支援センターにはその

ような権限が一切ありません。その違いがあるということだけ、理解していただきたいと思います。

吉田委員：ありがとうございます。学校で16年度の改正のことについては私も理解したつもりです。やはり可能性がある、疑いがあることについては気軽に子ども家庭支援センターにご相談させていただきます。

平林委員：弁護士というよりも、昨年度まで私はスクールソーシャルケースワーカーの仕事もしていました。その関係で特に児童虐待、警察署の情報連携は大事だと私も認識はしています。児童虐待を一番、防止することに必要なのは虐待する親への援助です。警察との連携が前面に出てくることによって、援助が求められなくなるという現象がどうしても起こりがちです。特に現場のワーカーが信頼関係を築くときにその点について、配慮をいただけるような体制で進めていただければという感想です。

もう1点が子ども食堂です。やはり子ども食堂の本質はただごはんを届けるだけではなく、生活状況の確認、信頼関係の構築だと思います。実際に行かれるボランティアの方のスキルアップ等を謳っていただくところが充実した事業になるのかなという感想をもちました。

吉永副会長：ボランティアというのは社会福祉協議会の方でしょうか。

子ども家庭支援センター長：制度的には市役所と社会福祉協議会で提携するかたちで事業のお願いをしています。社会福祉協議会がそのボランティアと委託契約をして、ここで実施しています。先ほど先生が言われたようにもちろんボランティアでも全くの素人ではなくて、ある程度の方で研修をした上で入るかたちになります。

齋藤委員：医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインの件でお伺いしたいことがあります。1つは以前の検討の段階では実施に際して、もう少し施設要件、人員配置、あるいはそのようなことが出てくるのかなと思いましたが、その部分の記載は体制が整えられていることの、1行で終わっている状況だと思います。このあたりは今後、もう少し詳細ができ、受け入れの実績ができてから、改良されていくのでしょうか。それともこのまま、公立保育所の現状の施設のまま、受け入れをできる範囲でというような形で行っていくのでしょうか。そのあたり、今後、このガイドラインは変わっていくものかどうかも含めて、教えてください。

子ども発達支援課長：ガイドラインについては、今後、更に内容は整えていくということ

で考えています。その中でこれから加わるものが出てきます。

齋藤委員：実は最近、区部の方でこのようなものの機能が付加された保育所をお手伝いする機会がありました。やはり施設要件、あるいは送迎の機能等、受け入れる度合いと言いますか、そのような部分も非常に詳細に決められていましたが、このガイドラインでは結構ざっくりしているという印象がありました。それから受け入れをする主体も公立のみですが、スタートはそうだといいことだと思います。このあたりは今後、町田市はここにしっかりと取り組んでいくという姿勢であるという認識でよろしいのでしょうか。この施設要件等は、内規では決めていかれている状況でしょうか。それから公立の受け入れを決めている園は具体的にどこなのかも教えてください。

子育て推進課長：最後の質問の部分ですが、公立保育園では今、山崎保育園で1名、医療的ケア児を受け入れています。それ以外の4園でどこでも受け入れる体制は整えています。

子ども発達支援課長：市として、施設要件、施設整備のことをこれから進めていくかどうかということについては、受け入れについては今回、ほぼソフト面のガイドラインということで作成しています。施設整備に関わる部分については、方法等、十分に体制を整えていきますというようなことは申し上げられない段階です。今後、受け入れていきながら、どのような対応で進めていくのか、検討していくことになります。

5 その他

吉永副会長：その他として何かございますか。なければ議事を終了して、進行を事務局にお返しします。

6 閉会

子ども総務課担当課長：副会長、ありがとうございました。

次回の会議は来年2月7日木曜日となります。場所は変わりました市庁舎3階3-1会議室となります。以上をもちまして、2018年度第4回町田市子ども・子育て会議を閉会いたします。皆さま、ありがとうございました。